

自転車運転事故

刑事、民事の責任を負う



近年、自転車に関わる事故の件数は減少傾向にありますが、その中で自転車対歩行者、自転車相互の事故が占める割合は増加傾向にあります。今年の6月から自転車運転に対する取締りが強化され自転車運転者講習制度が実施されることになりました。

自転車運転中に歩行者に衝突したり、走行中の他の自転車と接触したりして相手方をケガさせたり死亡させたりした場合、運転者は刑事上、民事上の責任を負います。

刑事上の責任としては、事故の態様、結果に応じて、過失傷害罪（刑法209条）、過失致死罪（同210条）、重過失致死傷罪（同211条）に問われることがあります。過失傷害罪、過失致死罪は罰金のみですが、重過失致死傷罪では罰金、懲役または禁錮のいずれかが科せられます。道路交通法違反にもあたり、安全運転義務違反（道路交通法70条）の罪のほか、事故後負傷者の救護義務や危険防止措置義務を怠ればいわゆるひき逃げの罪（同72条）になります。

民事上の責任としては、被害者に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負います（民法709条）。運転者以外も損害賠償責任を負うことがあり、商品の配達に自転車を使う場合のように自転車の運転が事業の執行についてなされたときは、自転車事故を起こした運転者を使用する者も被害者に対し損害賠償責任を負います（同715条）。小学生のように責任能力を欠く者が自転車事故を起こしたときは、親など運転者を監督する法的義務を負う者が被害者に対し損害賠償責任を負います（同714条）。

自転車事故であっても、被害者が死亡したり、重度の後遺障害が残るようなことがあれば賠償額は高額になります。小学5年生の子が自転車を運転していて、60代女性歩行者と衝突し、被害女性が意識不明の寝たきりの状態になった事案について、運転していた子の母親におよそ9500万円の賠償を命じた裁判例があります（神戸地裁平成25・7・4）。

ところが、自転車には自動車に対する自賠責保険のような強制保険制度がなく、自転車事故の賠償のための保険への加入率も低いため、加害者自身が賠償額全額を支払わなければならない事案がみられます。自転車を運転する場合、安全運転を心がけることはもちろんですが、自転車事故の保険に加入しておくことが文字通り「転ばぬ先の杖」となるでしょう。